

網走市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、網走市議会議長（議長の代理によるものを含む。以下「議長」という。）が、網走市議会（以下「議会」という。）を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）について、その支出区分、金額等の透明性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、この基準により交際上必要と認めるもの並びに議会の運営及び市行政にとって有益と認めるものについて、予算の範囲内において議長交際費を支出する。

(議長交際費の支出区分、支出範囲及び支出金額)

第3条 議長交際費の支出の区分、範囲及び金額は次のとおりとする。

支出区分	範 囲	金 額
弔 事	葬儀における香典、供花等に要する経費	別表に定める。
慶 祝	祝賀会、記念式典等お祝いに要する経費（第4条に係るものは除く。）	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額
会 費	各種団体等が主催する総会、会議、その他の会費負担を伴う行事への出席に係る経費	案内状などに記載のあるものは、その額
懇 談 費	各種意見交換、友好都市等との懇談等に要する経費（友好都市以外の二次会経費の支出は、認められません。）	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額
贈 答 品	来客または訪問先等への土産、記念品等の購入に係る経費	
そ の 他	上記に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認める経費	

(議長交際費の不支出)

第4条 議長交際費は、第2条及び前条の規定にかかわらず、議長交際費は特定の議員、政党その他政治団体、宗教団体等にかかる慶祝、及び会費等に支出しない。

(公表)

第5条 議長は、支出の年月日、区分、内容及び金額について、網走市公式サイトにおいて、支出日の属する月の翌月末までに公表するものとする。ただし、公表情報に網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）第7条各号に掲げる不開示情報が含まれる場合は、その全部又は一部を除くものとする。

(見直し)

第6条 議長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、その都度議長が定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年9月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対 象 者		香 典	供 花
1 網走市議会議員	本 人	20,000円	○
	配偶者	10,000円	○
	一親等の親族	10,000円	○
2 元網走市議会議員	本 人	10,000円	○
3 執行機関の長等 （市長、副市長、教育委員会 教育長等）	本 人	10,000円	○
	配偶者	10,000円	○
	一親等の血族	10,000円	○
4 国会議員、北海道議会議員 （オホーツク管内から選出さ れた者に限る。）	本 人	10,000円	
	配偶者	10,000円	
5 道東5市、斜網地区の市町 長、議長	本人	10,000円	
	配偶者	10,000円	
	一親等の血族	10,000円	
6 友好都市の市長、議長	本人	10,000円	
	配偶者	10,000円	
7 特に市政に貢献又は功績があった者		10,000円	
8 議長が特に必要と認める場合		議長がその都度定める	

＊供花については、議長が必要と認めるもの。

＊議長が参列できない場合は、弔電を送る。